2020年度 弁理士 論文式試験 解答速報会

答 案 構 成

商 標

0 001312 196948

ML19694

答案構成

問題Ⅰについて

⑴　発生要件

・商標登録出願をすること（13 条の２第１項）

・出願後に、出願に係る内容を記載した書面を提示して警告（13 条の２第１項）

・警告後設定登録前に出願に係る指定商品等と同一・類似の指定商品等について出願に係る商標と同一・類似の商標の使用等（13 条の２第１項、37 条準用）

・業務上の損失の発生（13 条の２第１項）

⑵　効力及び行使時期

・上記の使用者に対し、業務上の損失に相当する額の金銭の支払いを請求可（13 条の２第１項）

・先使用による使用をする権利（32 条）や権利行使の制限（特 104 条の３第１項準用）で効力が及ばない

・信用回復措置請求も可能（特 106 条準用）

・商標権の設定登録後でなければ行使できず（13 条の２第２項）、商標権の行使を妨げない（同条３項）

⑶　消滅

・出願が放棄・取下げ・却下、拒絶査定等の確定、商標登録について取消決定の確定、無効審決（後発無効を除く）の確定により消滅（13 条の２第４項）

・時効による消滅（民 724 条準用）

無断複製・頒布を禁じます

問題Ⅱ設問⑴について

・国際機関を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標は商標登録を受けることができない（４条１項３号）。

問題Ⅱ設問⑵について

・パリ６条の３に対応したもの。尊厳の尊重と一私人に独占を許すべきでない。更新時に審査制度が廃止されたことに伴い設けられた。

問題Ⅱ設問⑶について

１．請求人適格

・商標管理人による手続

・利害関係人（46 条２項）

２．無効理由

・商標登録がされた後に４条１項３号に該当（46 条１項６号）

・後発無効のあてはめ

問題Ⅱ設問⑷について

１．４条１項３号イ及びロ

２．４条１項３号ロは不可、同号イは該当

３．４条１項３号イに基づく答弁をすべき

無断複製・頒布を禁じます